

2011年10月3日 全19頁

会計基準の見直し、国内基準も停滞

大和総研資本市場調査部
吉井 一洋

ASBJがスケジュール表を削除

[要約]

- 2011年6月21日自見金融担当大臣は、「IFRS適用に関する検討について」と題する文書（以下「談話文書」）で、下記のとおりIFRS導入先送りの方針を発表した。
 - ◇IFRSのわが国の上場企業への適用について、少なくとも2015年3月期からの強制適用は考えていない。
 - ◇仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間を設定する。
 - ◇2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃する。
- さらに、6月30日に開催された企業会計審議会の大任の冒頭の挨拶では、ASBJ（企業会計基準委員会）におけるIFRSとのコンバージェンスの議論についても企業会計審議会で方向性を決めた上でASBJで検討すべきとの考えを示した。
- これを受け、ASBJにおけるわが国会計基準の審議は、実質的に停止しており、2010年12月に掲載したスケジュール表もHPから削除されている。
- 少なくともIFRSとのコンバージェンスに向けたわが国会計基準の見直しの議論については、ASBJでの議論の実質的な再開と新たなスケジュール表の公表が可能となるよう、当局の早急な対応が望まれるところである。

目次

1. ASBJがスケジュール表を削除	2 ページ
2. これまでの議論	2 ページ
(1) コンバージェンスによる対応	2 ページ
(2) アダプションによる対応	4 ページ
(3) 連結先行か連単分離か	6 ページ
(4) IFRS強制適用と単体財務諸表	8 ページ
(5) 非上場企業・中小企業への対応	8 ページ
3. 米国のIFRSへの対応	10 ページ
(1) 対応方法の多様化	10 ページ
(2) 米国の対応	10 ページ
4. IFRSの導入先送りの方針公表	13 ページ
5. 今後の議論における懸念	15 ページ

(1) 投資家（財務諸表の利用者）の意見を踏まえた議論が必要……………	15 ページ
(2) コンバージェンスに向けた国内基準の見直しにも遅れ……………	16 ページ
(3) 国際的な地位低下のおそれ……………	17 ページ
(4) エンフォースメントも踏まえた議論が必要……………	18 ページ
(5) 韓国に立ち遅れつつある日本……………	18 ページ

1. ASBJがスケジュール表を削除

◎2011年7月29日に、ASBJ（企業会計基準委員会）は、HPに掲載していた会計基準の設定や見直しに関するプロジェクト計画表について、今後、国際動向や市場関係者の意見も踏まえ、適切な時期に改めて公表を行うこととし、いったん表示しないこととする旨を決定した。

◎ASBJでは、現在、IFRS（国際会計基準）¹とのコンバージェンスに関連するプロジェクトを中心に会計基準の設定・見直しを行なっている。コンバージェンスとは、相互に受け入れ可能なレベルまで会計基準の差異を調整していくことをいう。わが国においては、ASBJが、IFRSの会計基準案へのコメント送付等各種の手法でIASB（国際会計基準審議会）の基準開発に参画する一方で、わが国の会計基準をIFRSとの差異を解消するために見直すという対応を行なっている。

◎しかし、「4. IFRS導入先送りの方針公表」で後述するように、6月30日および8月25日に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会の合同会議では、IFRSの導入のみならず、わが国の会計基準のコンバージェンスの動きについても、審議会でも方向性を決めた上で、ASBJで議論を行なうべきという点が強調された。

◎そのため、審議会での議論の動向が定まらない現状においては、関連するプロジェクトにおいて審議を進められない状況にある。冒頭の決定はこのような状況を踏まえてのものである。

2. これまでの議論

(1) コンバージェンスによる対応

◎わが国では、従来はコンバージェンスによる対応が中心であった。2007年8月にはASBJとIASB（IFRS審議会）との間で以下を内容とする「東京合意」が取り交わされ、コンバージェンスが加速化した。

①EUの同等性評価に向けた26項目の調整。EUは2009年以降は、EU域外の企業に対して、EUで資金調達を行う際には、IFRS又はこれと同等の会計基準に基づいた財務諸表の作成を求める。わが国の会計基準については、旧CESR（欧州証券規制当局委員会）²が26項目の差異を指摘していた。この差異について2008年末までに差異を解消するかまたは会計基準が代替可能となるような結論を得ることとされていた。

¹ IFRSは、旧IASB（IFRS委員会）の時代に設定した29本のIAS（固有名詞としての国際会計基準）とIASB（国際会計基準審議会）となってから設定した13のIFRS（国際財務報告基準）からなっている。ここでは、両方合わせてIFRSと称している。

² 現在はESMA（欧州市場監督機構）

②①以外の差異については2011年6月30日までにコンバージェンスを図る。なお、2011年6月30日より後に適用される新たなIFRSは、当該期日の対象外だが、ASBJとIASBは、日本基準とIFRSのコンバージェンスを達成するため、新たな基準が適用となる際にわが国において国際的なアプローチが受け入れられるよう緊密に作業を行なうこととしている。

◎①の26項目については、コンバージェンスに向けた見直しが完了し、また上記の東京合意により、2011年末以前に残っている差異を解消することとされていることを前提に、EUは、2008年12月にわが国会計基準をIFRSと同等と認めた。これにより、2009年1月1日以降もわが国の会計基準に基づく財務諸表をEUで用いることが認められることになった。EUは米国基準についても、2008年12月12日にIFRSと同等と認め、2009年1月1日以降も米国基準に基づく財務諸表をEUで用いることが認められることになった。

◎他方、カナダ、韓国、中国、インドの各国の会計基準については、最終的にはIFRSと同等と認められなかったが、2012年1月から開始する財務年度以前の期間は、欧州でこれらの国の会計基準に基づく財務諸表を用いた場合に、IFRSに基づく修正再表示やIFRSとの相違に関する定性的な記述は免除することとしている。

◎これらの国のうち、カナダ、韓国については2011年からIFRSを導入していることから、同等性評価の問題は生じなくなっているが、中国やインドに関しては、2012年以降の取扱いが問題となりうる。その際に、わが国の取扱いが再度問題となる可能性も否定はできない。

◎2011年6月10日にASBJとIASBが公表した「東京合意の達成状況」では、①については2008年中に目標が達成され、②のうち、2011年6月30日までにコンバージェンスを図る項目として、セグメント情報に関するマネジメント・アプローチの導入、過年度遡及修正、包括利益の表示、企業結合、無形資産を挙げた上で、「概ね目標が達成された」としている。

◎しかし、これらの項目のうち、企業結合と無形資産については、差異はまだ解消されていない。「東京合意の達成状況」では、2011年第3四半期に公開草案を公表予定とされているが、わが国の会計基準のIFRSとのコンバージェンスの動きについても、「4. IFRS導入先送りの方針公表」で後述するように、企業会計審議会で方向性を決めた上で、ASBJで議論を行なうべきという考えが示されたこともあり、現時点でまだ公開草案は公表されておらず、予定通りの公表はスケジュール的に厳しい状況であると思われる。これらに関しては、「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（2011年4月）で、単体財務諸表のみならず、連結財務諸表のコンバージェンスに関しても、反対意見がある旨が示されている。ASBJは2011年9月5日の基準諮問会議で、「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（2011年4月）も斟酌した上で、最終判断に向けた検討を行なう旨を説明している。

◎欧州委員会（EC）は、旧CESRの技術的協力を得た上で、各国におけるIFRSへの移行に向けた努力を注視することとされていた。さらに、EUの同等性評価においては、コンバージェンスを明確にコミットする計画表があることが重視されていた。仮に、企業結合、無形資産について、コンバージェンスが実施されなかった場合、「東京合意の達成状況」の「概ね目標が達成された」という評価に変更が必要になる。上述した2008年12月のEUの同等性評価の前提も崩れることになり、わが国の会計基準がIFRSと同等とみなされなくなるリスクが生じる。

◎②のうち、2011年6月30日より後に適用される新たなIFRSとしては、「東京合意の達成状況」では、下記の項目が挙げられている。これらの多くは、後述するように、IASBとFASBのMOU項目でもある。

i. IASBで検討が終了したもの

◇金融商品（分類および測定） ◇公正価値の測定・開示 ◇退職後給付 ◇連結の範囲

ii. IASBで検討中の項目

◇金融商品（減損、ヘッジ会計、資産及び負債の相殺） ◇リース ◇収益認識 ◇保険契約

iii. IASBで検討が中断している項目

◇財務諸表の表示 ◇資本の特徴を有する金融商品（資本と負債の区分） ◇引当金 ◇排出量取引

◎これらのうちiのIASBが検討を終了したものについても、ASBJでは検討中ではあるものの、まだ、コンバージェンスを完了させていない。

◎一方、EUも、i. IASBで検討が終了したものについて、まだEU域内の上場企業の連結財務諸表に適用する会計基準として承認はしていない。下記のスケジュールでエンドースメントを行なう予定であるが、金融商品（分類及び測定）については、予定が立っていない。もっとも、下記の基準がEUにおいてエンドースされた場合、EUにおいてこれらの基準の適用が開始する前に、わが国の会計基準においてこれらの基準へのコンバージェンスが完了していなければ、EUにおけるわが国会計基準の同等性評価に影響を与える可能性がある。

◇公正価値の測定・開示…2012年第3Q

◇退職後給付³…2012年第1Q

◇連結の範囲…2012年第3Q

(2) アダプションによる対応

◎わが国では、企業会計審議会が2010年6月に公表した「わが国におけるIFRSの取扱いについて（中間報告）」で、IFRSの導入に向けて次の方針を示していた。このうち任意適用については、その対応のため、連結財務諸表等規則の改正が既に行われた。その際に、現在米国基準による連結財務諸表のわが国での使用が認められている企業に対して、当該特例を2016年3月期をもって廃止する方針が示された。

①任意適用

- 2010年3月期の年度の財務諸表から、連結財務諸表に、IFRSの適用を認める。
- 対象となる企業は、IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、IFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書を開示している上場企業であって、国際的な財務活動・事業活動を行なっている企業。国際的に財務活動・事業活動を行っている企業とは、以下のいずれかをいう。
 - i. 外国の法令に基づきIFRSに従った企業内容等の書類を開示している企業 又は
 - ii. 外国金融商品市場の規則に基づきIFRSに従った企業内容等の書類を開示している企業 又は
 - iii. 外国連結子会社（資本金20億円以上）を有している企業

②強制適用

- IFRSを強制適用するかどうかは、2012年を目途に判断する（前後する可能性あり）。
- 上場企業の連結財務諸表を対象とすることが適当であると考えられる。個別財務諸表に適用するか否かは、強制適用するか否かを判断する際に幅広い見地から検討する必要がある。
- 全ての上場企業にIFRSを適用する場合、時価総額その他の基準により段階的にIFRSを適用する（併存期間は長くても3年間）方法と一斉にIFRSへ移行する方法いずれによるかは、IFRSの強制適用を判断する際に、任意適用の状況等を基に作成者の対応能力等を見極めた上で、改めて検

³ わが国の会計基準のコンバージェンスにおいてはステップ2に該当する。

討・決定する。

- I F R S への移行が適当であると判断された場合に、実務対応上必要かつ十分な準備期間（少なくとも3年間）を確保した上で、2015年又は2016年に適用を開始する。なお、仮に2016年3月期から強制適用となった場合は、当年度の有価証券報告書においては、I F R S で作成した2015年3月期の財務諸表及び、2015年3月期の期首の貸借対照表（言い換えれば、2014年3月期末の貸借対照表）も作成・開示することになる。
- I A S B が作成する I F R S をそのまま適用するか、一部修正又は適用除外にするか否かについては、I F R S の内容、I F R S の基準設定の状況（デュー・プロセスを含む）を見極めて判断する。
- 銀行、証券、保険、建設、その他の別記事業については、規制や当局の監督との関係上、財務諸表の作成負担などの観点からの別途の検討も必要である。
- 非上場企業への I F R S の適用は慎重に検討すべきである。非上場企業に対し任意に I F R S での財務報告を認めるかどうかについては、改めて検討される必要があるものと考えられる。

◎2010年3月期において実際に I F R S を任意適用した企業は、従来から I F R S でのアニュアルレポートを作成していた日本電波工業1社であった。その後、住友商事とHOYAが2011年3月期から任意適用を開始している。その他、日本板硝子が2012年3月期の第1四半期（2011年4～6月期）から適用を開始している。日本板硝子は、2006年の英ガラス大手ピルキントンの買収などに伴い、同社のグループ企業の約3分の2はすでに I F R S を採用している。J T も最も早く2012年3月期に I F R S を任意適用する旨を表明している。

◎東京証券取引所が実施したアンケート調査では、2009年⁴の段階では I F R S の任意適用に向けた準備を行っている企業は回答企業1,416社中56社（4.0%）だったが、2010年11月の調査⁵では1,572社中97社（6.2%）に増加している。2010年11月の調査での I F R S 適用予定時期は、2011年3月期から2012年2月期が1社、2012年3月期から2013年2月期が7社、2013年3月期から2014年2月期が9社、2014年3月期から2015年2月期が27社、2015年3月期から2016年2月期が52社である。

◎2009年の調査の段階では、I F R S の適用に向けた検討を開始している企業が875社で回答提出企業1,416社の61.8%だった。これは任意適用を検討している企業も含んだ数値と思われる。これに対して、2010年の調査では、I F R S の強制適用に向けた準備を開始している企業は1,059社と回答提出企業1,572社の67.4%、任意適用に向けた準備を行なっている企業が97社と同6.2%、合計で1,669社と同73.5%を占めており、着実に増加している。しかし、今回の自見金融担当大臣の方針発表を受けて、今後ペースダウンすることが予想される。

◎中間報告では、I F R S 適用の条件として下記を挙げている。

- ① I F R S の内容が適切
- ② I F R S （日本語翻訳版）の認知
- ③ I F R S の設定におけるデュー・プロセスの確保
- ④ I F R S に対する実務の対応、教育・訓練
- ⑤ I F R S の設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
- ⑥ X B R L の I F R S への対応

◎さらに、わが国で I F R S を強制適用するか否かの判断については、米国の判断が大きな影響を与えるであろうことは予想されるところであった。

⁴ 東京証券取引所「I F R S （ I F R S ） の適用に向けた上場会社アンケート調査結果の概要」（2009年10月30日）

⁵ 東京証券取引所「I F R S 準備状況に関する調査結果（概要）」（2010年11月15日）

(3) 連結先行か連単分離か

◎ (1) で述べたコンバージェンスの手法としては、連結財務諸表に適用される会計基準において先に対応し、個別財務諸表に適用される会計基準については、後からキャッチアップする連結先行と、連結財務諸表に適用される会計基準のみ対象とする連単分離両方の考え方がある。

◎ 連結先行で対応するか、連単分離かについては、コンバージェンスだけでなく、IFRSを強制適用する場合にも問題となるものと思われる。IFRSの適用が現実性を帯びるに従い、財務諸表作成者である発行企業側においては、例えば、収益認識や減価償却などにおいて現行実務を大きく変更することになるのではという懸念や、税務や会社法との調整に関する懸念が強まってきた。特に、税務においては、単に会計と税務の処理が乖離するだけでなく、税法において確定決算主義や損金経理要件が設けられていることから、会計基準が変わった結果、税務においても損金処理が認められなく場合があることなどが懸念されている。そのため、このような点を問題視する企業は、会社法や税法の処理と密接に関連する個別財務諸表において、IFRSの適用を見合わせるよう求めている。他方で、グループとして統制・管理の仕組みの統一や連結・単体が分離した場合の二重管理の手間を回避したいという観点から、連結・単体共にIFRSに統合すべきと主張する企業もいる。一方、財務諸表利用者側からすれば、連結と単体で異なる会計処理が適用されることは望ましくない。

◎ この連結・単体の問題に関しては、企業会計審議会が2010年8月に、報告書という形ではなく、会長発言（骨子）という形で基本的な方向性を示している。会長発言では、コンバージェンスを「着実に実施」することとした上で、連結と単体の関係については、連結先行のアプローチを採用することとしている。その上で、次のように述べている。

「具体的には、単体の会計基準は、個々の基準毎に、連と単を一致することに伴う諸々のコスト・ベネフィット、連と単を分離することに伴う諸々のコスト・ベネフィットを考慮した上で、最終的にASBJが判断（個々の基準で、会計処理の選択適用を許容することもあり得る）。連結と単体のズレの期間、幅は、経営や内外の会計を巡る諸状況（税、会社法を含む）により大きく異なる。」

◎ 即ち、単体の会計基準をどのタイミングでどの程度まで一致させるかは、ASBJが、判断すること、場合によっては個々の基準ごとに判断をすることもありうる。判断する際には、税や会社法なども考慮に入れることが述べられている。単体がキャッチアップする期間が長期にわたることもありえる模様であり、キャッチアップ後も選択適用とすることもありえるようだが、これは連単分離を要求した企業にも受け入れやすいよう配慮したものと思われる。

◎ 会長発言では、さらに、この「連と単の関係についてのアプローチは、今後、その是非を判断予定であるIFRSの強制適用が仮に行われた場合についても、基本的にあてはまるもの」としている。

◎ また、産業界からは、産業界等のステークホルダーの声を反映すべきとの要請があったこと、ASBJからは、基準開発を行う上で、作成者（即ち産業界）・利用者・監査人等の関係者の意見を十分に聞くことが重要としつつ、最終的な判断はASBJが独立した会計基準設定主体として、的確に行っていきたい旨の発言があったことが述べられている。

◎ 会長発言（骨子）を受け、2010年9月には、ステークホルダーのバックアップを強化し意見を聴取するための機関として、ASBJの設立母体である財務会計基準機構（FASF）に「単体財務諸表に関する検討会議」が設けられた。当会議は、FASF理事長、日本公認会計士協会相談役および会長、大手企業の役員、日本経団連、東京証券取引所役員、日本証券アナリスト協会の専務理事から構成され、オブザーバーとして金融庁、法務省、経済産業省とASBJの西川委員長が参加している。

◎ 単体財務諸表に関する検討会議は、2011年4月に報告書を公表している。報告書では、現在、ASBJで検討が行われている開発費、のれん、退職給付と、2010年3月期（年度決算）から連結財務諸表において表示が強制されるようになった包括利益について、単体財務諸表での取扱いを検討している。報告書の概略は図表1のとおりである。

図表 1 単体財務諸表に関する検討会議報告書の概要

項目	財務諸表	意見の概要
開発費	単体財務諸表	<p>当面、現行の費用計上を継続すべきとの意見が多く見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税関係が変更される。・収益獲得の不確実さと健全性の観点 ・IAS 第 38 号「無形資産」の資産計上要件が抽象的で、費用計上を支持するアナリストも相当数いる。 ・IFRS と米国で処理が異なっており、IFRS が変更される可能性もある。
		<p>連結先行を採用した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表と単体財務諸表の差異に関する十分な開示が必要 ・欧州の例のように単体財務諸表は選択適用を認めるべきではないか（金融庁は比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべきとの見解）
		<p>IFRS と同様に資産計上すべきとの考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産計上すべきものを一律に費用処理するのは適切でない（適切な期間利益）。 ・国際的比較可能性
	連結財務諸表	開発費の資産計上について両論の参考意見あり。
のれん	単体財務諸表	<p>当面、現行の償却を変更すべきでないとの意見が多く見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益と費用の対応の原則 ・非償却で減損のみとした場合、景気が悪化した場合の不安定さが増幅する。 ・のれんにさほど重要性が無い場合が多い。
		<p>IFRS と同様に非償却に変更すべきとの考え方は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFRS も米国基準も非償却（国際的な比較可能性）
	連結財務諸表	のれんの償却の中止について両論の参考意見あり。
退職給付	単体財務諸表	<p>未認識項目の負債計上の単体財務諸表における取扱いについては、連結先行を含め何らかの激変緩和措置が必要ではないかとの意見が多く見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンリサイクリングをIASBが提案（当時）している退職給付ステップ 2 よりは退職給付ステップ 1 の方が比較的受け入れやすく、連結財務諸表上は採用することが可能である。^{※1} ・財務制限条項への抵触等の観点、年金法制との関係の観点、分配可能額に影響を与える可能性を踏まえ、慎重に対処する必要がある。
包括利益	単体財務諸表	<p>当面、財務諸表本表において表示すべきではないとの意見が多く見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクリング^{※2}や利益概念と密接に関係し、これらの議論の整理が必要 ・連結では方向性が明確にされており問題ない。 ・投資家の視点からどのような意味を持つか十分に議論する必要がある。 ・フランスやドイツは、自国基準では開示を求めている。
		<p>以下の意見が聞かれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単体財務諸表でのリサイクリング^{※2}の維持を前提に選択適用を認める。 ・単体財務諸表においては注記を行う。
		<p>財務諸表本表で包括利益を表示すべきとの考え方は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクリング^{※2}の議論と包括利益の議論は別の議論 ・コンバージェンス、財務諸表の連携の改善、リスク情報としての観点から重要 ・単体財務諸表のみ作成する会社との間の比較可能性

※1 IFRS の改定基準は、2011 年 6 月に完成。未認識項目のうち再測定（従来の数理計算上の差異）については「その他の包括利益」を経由して貸借対照表に計上し、その後、当期の損益には振り替えない（ノンリサイクリング）。過去勤務費用は発生時に直ちに当期損益に計上。一方、わが国では、数理計算上の差異、過去勤務費用の当期発生額については、貸借対照表上は即時に計上し、損益計算書上は現行の遅延認識を継続する（即ち、「その他の包括利益」を経由して計上した場合でもリサイクリングを行う）方向で検討して

いる（ステップ1）。ステップ1終了後、改定後のIFRSとのコンバージェンスに向けたステップ2を開始する予定である。

※2 一旦「その他の包括利益」に計上した金額を、その実現時等に当期の損益に振り替える処理。例えば、わが国の他有価証券評価差額金は、連結財務諸表上、一旦「その他の包括利益」に計上されるが、その後、売却時には当期の損益に振り替えられる。

（出所） 「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（平成23年4月）に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

◎報告書では、単体財務諸表のみならず、開発費やのれんに関しては、連結財務諸表での取り扱いについても言及している。さらに、参考意見として、連結財務諸表へのIFRSの強制適用については、過剰な準備対応が存在すること等を踏まえ、範囲及び適用時期について早期に議論・決定が行なわれ周知されることが望まれるとの意見、適用の判断が2012年を目途に行なわれた後、十分な準備期間を設けることが周知されることが、過剰な反応を引き起こさないために大事であるとの意見があった旨が述べられている。これを受け金融庁から、適用の範囲等は、適用の具体的内容等とセットで検討されるものであること、十分な準備期間はとられるものであり、過剰な準備対応を促す動きについては望ましくなく、引き続き周知に努める旨の説明があった旨も示されている。

（4）IFRS強制適用と単体財務諸表

◎会長発言では、単体へのIFRS適用については、「今後、特に会社法における制度整備等の検討が必要。企業会計審議会としても今後、IFRSの連結への強制適用の是非を判断する際には、次のステップの選択肢として単体への任意適用を認める、という方向性を示すことができれば、と考えている」旨が述べられている。

◎ちなみに、IFRSを上場企業の連結財務諸表に強制適用している欧州を見ると、単体（即ち、個別）財務諸表において、英国は、IFRSと英国基準の選択を認めているが、フランス、ドイツはあくまで自国の会計基準を適用することとしている。なお、ドイツの場合は、ドイツ基準の個別財務諸表を作成した上で、任意で公告用にIFRSで作成することが認められている。IFRSによる連結財務諸表の作成が義務付けられているのは、いわゆるシングルパスポートの対象となる規制市場に上場している企業であり、非規制市場で発行株式が取引されている企業については、連結財務諸表もIFRSと自国基準の選択適用となっている。

◎一方、わが国に先行してIFRSの任意適用を開始した韓国においては、2011年度以降は、上場企業に対して連結のみならず、単体の財務諸表についても、IFRSの適用を強制している。

（5）非上場企業・中小企業への対応

◎IFRSがわが国に導入された場合、中小企業はどのようになるかが懸念されているところであるが、中間報告に示されているように、IFRSの適用の対象は、あくまで上場企業である。非上場企業は大きく分けると、上場企業の子会社、金融商品取引法の適用対象となる非上場会社（上場していないが公募等を行ったことのある企業など）、会社法上の大会社、それ以外の会社に分けられる。このうち、上場企業の子会社の場合は、親会社が連結財務諸表をIFRSで作成しており、子会社の単体財務諸表もIFRSを適用した方が実務上対応しやすいということであれば、任意でIFRSの適用を認めることはあり得るように思われる。

◎非上場会社の会計基準については、非上場会社の会計基準に関する懇談会が2010年7月に検討結果を公表している。同懇談会は2010年1月にIFRS対応会議⁶の提言により、日本商工会議所、日本税理士会

⁶ IFRS導入にあたっての課題を整理し、その対応について方針・戦略を検討し、その結果を踏まえ、実務を担当する委員会に対して具体策の検討を要請するとともに、関係諸機関・団体に対して対応の実施を要請することを目的に、財務会計

連合会、日本公認会計士協会、日本経団連、日本労働組合総連合会、ASBJ及び各企業の代表、学識者により構成されている。

◎懇談会の検討結果では、次の考え方を示している。

- ①金融商品取引法の適用対象企業：基本的には連結・個別とも、上場会社と同様の会計基準を適用する。
- ②会社法上の大会社（金融商品取引法適用会社を除く）：連結財務諸表の作成は義務付けられていない。したがって、単体の財務諸表が問題となる。懇談会の検討結果では、上場会社に用いられる会計基準を基礎に、一定の会計処理及び簡素化を検討。

③いわゆる中小企業のうち、

■一定の区分に該当する会社：新たな会計指針を作成する。内容は下記のとおり。

- ・中小企業の実態に即し、中小企業の経営者に容易に理解されるものとする。
- ・国際基準の影響を受けないものとする。
- ・法人税法に従った処理に配慮すると共に、会社法第431条に定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するよう留意する。
- ・新たな会計指針の作成主体は、中小企業庁の研究会の動向も踏まえて、関係者にて検討する。

■「中小企業の会計に関する指針」の適用企業（これは主として会計参与制度を用いる中小企業を想定している）：同指針について、平易な表現に改める等企業経営者等にとって利用しやすいものとする、一定水準を引き続き確保する、新たに設ける会計指針の適用範囲と整合性をとるといった見直しを行う。

◎さらに、2010年9月に中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」が中間報告を公表している。同中間報告では、中小企業の会計処理のあり方としては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものが望ましいとしている。

- ①経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる「経営者に役立つ会計」
- ②金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」
- ③実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」
- ④中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」

適用範囲は、金融商品取引法適用会社、会社法上の大会社、会計参与設置会社以外の非上場会社を対象としている。

IFRSへのコンバージェンスが進む会計基準とは一線を画した（IFRSの影響を遮断又は回避した）、確定決算主義を維持した、分配可能額の差異も会社法上問題とならないような会計処理が望ましいとしている。

◎その後「中小企業の会計に関する検討会」が2011年2月に設けられ、検討が行なわれている。検討会は上述した懇談会及び研究会の報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すと共に、その普及方法、中小企業におけるその活用策等の具体的な内容について検討を行うため、設置されており、事務局は中小企業庁と金融庁が務めている。法務省はオブザーバーとして参加している。ASBJの西川委員長も委員として参加している。検討会では、下部組織として、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、2011年夏頃の取りまとめを目指すこととされていたが、現段階ではまだ「とりまとめ」は公表されていない。

基準機構の理事が議長となって開催する会議。2009年7月に発足。

◎いずれにしろ、現在の中小企業の会計指針とは別に、IFRSの影響を受けない会計指針が新たに設けられることになるものと思われる。

3. 米国のIFRSへの対応

(1) 対応方法の多様化

◎IFRSへの代表的な対応方法としては、「コンバージェンス」と「アダプション」がある。コンバージェンスとは、各国の会計基準とIFRSの相違を許容できるレベルまで縮小することをいう。これに対してアダプションとは、IFRSを自国の会計基準として用いることをいう。

◎さらに、アダプションにも、IASBが設定したIFRSをそのまま自国の会計基準として用いることを指す狭義のアダプションと、自国の会計基準として権限のある当局等の承認を得た上で適用する「エンドースメント・アプローチ」を含めた広義のアダプションとがある。2005年にEUがEU域内の上場企業の連結財務諸表に対してIFRSの適用を強制したが、これはエンドースメント・アプローチによる。EUの他にエンドースメント・アプローチにより対応した国・地域としては、豪州・ニュージーランド・韓国・カナダなどがある。シンガポールも2012年から同アプローチで対応する予定である。エンドースメント・アプローチを用いる国・地域の場合、各国特有の事情に対応して修正する、産業特有のガイダンスを設けるといったケースもある。例えば、EUではIAS39号「金融商品」の一部（ヘッジ会計）について、適用除外としている。

◎これに対して、中国やインドは、コンバージェンスで対応する予定である。インドは、IFRSとコンバージェンスした会計基準を2011年4月から適用する予定であったが、これを延期している。

(2) 米国の対応

◎米国では、SECが2008年11月に、IFRSの米国の上場企業等への適用に向けたロードマップ案を公表し、さらに、2010年2月に、今後、4~5年かけて実行するワークプランを公表した。ワークプランによれば、IFRSを米国の上場企業等に強制適用するか否かの判断を2011年に行なうこととしていた。その前提として図表2の項目（いわゆるMOU項目⁷）について、調整することとしている。本来は、このMOU項目の調整作業は、IASBのトゥィーディー前議長の任期の2011年6月まで完了する予定であったが、難航しており、スケジュールは遅れている。

◎SECは当初はIFRSのアダプションにより対応する方向性を示していたが、2010年2月のワークプラン公表時に同時にスタッフから公表された「米国の発行者の財務報告システムへのIFRSのインコーポレーティングの検討に関する作業計画」では、「インコーポレーティング」という語を用いている点が注目された。同10月29日に、SECが作業計画の進捗状況等を説明するため公表したプログ्रेसレポートでは、「インコーポレーティング」の意味を、下記を包括する用語として説明している。

- i. IFRSをそのまま適用する（狭義のアダプション）。
- ii. 手続きに沿ってIFRSにその国特有のバリエーションを持たせる。
 - a. コンバージェンス・アプローチ
 - b. エンドースメント・アプローチ

⁷ ただし、IASBのスケジュール表によれば、投資会社、保険契約はMOU項目以外の共同プロジェクト、マクロヘッジ会計は、IASBの単独プロジェクトとされている。

◎その後、A I C P A（米国公認会計士協会）の全国大会で、S E Cの副主任会計官であるポール・ベズウィック氏が、個人的な意見として、エンドースメントとコンバージェンスを組み合わせた「コンドースメント・アプローチ」が適切であると述べた。

◎さらに2011年5月26日にS E Cが公表したスタッフ・ペーパーでは、I F R Sへの対応の有力な選択肢の一つとして⁸、「コンドースメント・アプローチ」について詳細に説明をしている。

◇コンドースメント・アプローチの目的は、単一の質の高いグローバルな会計基準のセットを有するという目標を達成しつつ、米国の財務報告制度にI F R Sを組み込む（インコーポレートする）に当たってのコストと労力を最小限にすることにある。

◇同アプローチでは、米国基準は存続するが、秩序ある移行計画に基づき、米国基準にI F R Sを組み込む（インコーポレートする）ことを通じて、既存の米国基準を完全に置き換える（コンドースメント・アプローチでいうところのコンバージェンス要素）。

◇同アプローチによるI F R Sへの移行は、段階的に、数年（例えば5～7年）をかけて実施されることを想定している。当該期間経過後は、米国基準に準拠した米国企業がI F R Sにも準拠していると表明できるようにする。

◇米国基準の設定主体であるF A S B（財務会計基準審議会）は存続するが、米国基準の開発・改正よりも、I F R S開発プロセスへの参加を任務とする。F A S BはI A S Bの基準開発やプランニングに対して助言・支援すると共に、基準開発において米国の考えを考慮するよう促す。

◇F A S Bは、I A S Bが定めたI F R Sを承認（エンドースメント）することを通じて、米国基準を設定する。

◇F A S Bは、I F R Sを米国基準に組み込むにあたり、修正又は追加をする権限を有する。修正又は追加は、定められた組込手続に従って行なわれる、組込手続には、I A S Bが新たに公表した又は改正したI F R Sが、予め決められた要求水準に合致しているかどうかの判断を含む。この要求水準としては、一例として、「公共の利益」と「投資家保護」を考慮した水準が挙げられる。要求水準に合致していない場合は、当該I F R Sを修正するか、従前の米国基準を引き続き利用するか、新たな解決策をとるか決定する。

◇米国関係者の利益のため、補足的又は解釈的な指針が必要となる場合、F A S BはI A S Bに報告し、実務上の解決策を提案する。I A S Bの解決策が受け入れられるものでないと判断した場合は、I F R Sと矛盾が生じない形での追加開示や規定の導入（米国基準で既に存在する規定を引き継ぐ等）、I F R Sが複数の会計処理を認めている場合は、米国企業が採用すべき会計処理を定めるといった対応をとる。

◇S E Cは、I O S C O（証券監督者国際機構）やI A S Bのガバナンス機関であるモニタリング・ボードのメンバーであり、これらを通じてI A S Bに関与していく。S E Cは、引き続き、米国の財務報告に関する規定を決定する最終的な権限を有し、必要な指針等を公表することができる。ただし、S E Cスタッフは、公表する指針等がI F R Sと矛盾することがないよう努力する。

◇S E Cスタッフは、F A S BやS E Cによるこれらの追加措置が必要な事態は稀にしか生じないと考えている。

◇S E Cがコンドースメント・アプローチ又は類似のアプローチを採用する場合、F A S Bは、最優先で、S E Cスタッフと協議して、導入プログラムを策定し実行する。どの時点でどのように米国基準

⁸ スタッフ・ペーパーでは、他のアプローチの例として、下記が示されている。

- ① 特定の日に、エンドースメント（承認）の手続き無しに、I F R Sを完全に強制適用（フル・アダプション）する。
- ② 数年の移行期間を設けて段階的にI F R Sを完全に強制適用（フル・アダプション）していく。
- ③ 米国企業によるI F R Sの任意適用を認める。
- ④ 米国基準を維持したまま、コンバージェンスの努力を継続する。

に I F R S を組み込むか決定するために、I A S B は I F R S を個別に評価する。F A S B は組み込みを段階的に行なうか、一度に行なうか研究しなければならない。個別評価するにあたって、I F R S は次のように分類できる。

- ①MOUプロジェクト
- ② I A S B の現行アジェンダに含まれているプロジェクト
- ③上記以外の基準

◇移行計画の策定にあたっての F A S B と S E C スタッフの最優先課題は、投資家に有用な情報を提供しつつ、移行の影響を最小限にとどめる方法を決めることにある。I F R S の上記の三つの分類を用いつつ、下記の方針によることで影響を最小限にできる。

- ・既存の I F R S が米国に採用された後に短時間で新しい I F R S に置き換えられることを、可能な限り回避する。
- ・将来に向かって適用する（即ち遡及適用しない）I F R S の数を最大化する。

◎MOU項目の進捗状況は図表2のとおりである⁷。そもそも、このMOU項目の調整が難航していることから、S E C が 2011 年に強制適用を決定することには困難が予想されていた。2011 年 5 月のスタッフ・ペーパーは、I F R S と米国基準を統合して単一の質の高い会計基準を開発するという目標に向けた現実的な対応を選択しようとしているものと捉えられる。もっとも、その軸足が I F R S を米国基準に近づけることにある点は否定できない。ともすれば E U などに奪われがちであった I F R S 開発の主導権を米国が取り戻すことを目指しているともいえる。

図表 2 I A S B と F A S B の M O U 項目・共同プロジェクトと今後の予定

FASBとIASBが共同でプロジェクトを行なっている項目			
項目	現状	完了予定	今後の予定
金融商品 (IAS第39号の置換)			
減損	IASB及びFASBは2011年1月に補足文書公表	2012年?	IASBは2011年第4Q～2012年上半期に再ED又は修正ED公表 FASBは2011年第4Qに評価・減損の基準公表。ただしその前にバブコメを実施予定
ヘッジ会計	IASBは2010年12月にEDを公表 FASBは2011年2月にコメント募集文書公表	2011年	IASBは2011年第4Qに修正ED、2012年上半期に基準公表
マクロヘッジ会計(注2)		2012年	IASBは2011年第4Q～2012年上半期にED公表
資産と負債の相殺	IASB及びFASBは2011年1月にED公表	2011年	IASBは2011年第4Qに基準公表 FASBは2011年第4Qに基準公表
連結			
IAS第27号の置換	IASBは2011年5月に基準公表	2012年?(FASB)	FASBは2011年第4QにED公表
投資会社(注3)	IASBは2011年8月にED公表	2012年?	FASBは2011年第4QにED公表
公正価値測定	IASB及びFASBは2011年5月に基準公表	2011年	
財務諸表の表示			
その他の包括利益	IASB及びFASBは2011年6月に基準公表	2011年	リサイクリング等を検討の可能性
財務諸表の表示	IASB及びFASBは2008年10月にEDを公表		IASBでは、アジェンダ協議手続の一環として再検討される予定
非継続事業			IASBでは上に同じ? FASBでは2011年12月までは検討されず
リース	IASB及びFASBは2010年8月にED公表	2012年	IASBは2012年上半期に再ED公表、下半期に基準公表 FASBは2012年上半期に再ED公表
収益認識	IASB及びFASBは2010年6月にED公表	2012年	IASBは2011年第4Qに再ED、2012年下半期に基準公表 FASBは2011年第4Qに再ED公表
保険契約(注3)	IASBは2010年6月にED公表	2011年	IASBは2012年上半期に再ED又は修正ED公表 FASBは2012年上半期に再ED公表
FASBとIASBの基準開発状況は異なるが、共通の基準を目指している項目			
項目	現状	完了予定	今後の予定
ジョイント・ベンチャー	IASBは2011年5月に基準公表	2011年	
退職後給付	IASBは2011年6月に基準公表	2011年	

DP: ディスカッションペーパー

ED: 公開草案

IASBでは、資本と負債、引当金(非金融負債)、排出権取引はアジェンダ協議手続の一環として再検討される予定である。

FASBでは、買戻し条件付取引、のれんの減損について新基準が公表されたほか、投資不動産の基準について検討中(2011年第4QにED公表予定)である。

(注1) FASBとIASBのMOU項目・共同プロジェクトと今後の予定は2011年7～9月時点の更新に基づく

(注2) IASBの単独プロジェクト

(注3) IASBとFASBの共同プロジェクトだがMOU項目ではない。

(出所)IASB, FASB資料に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

4. IFRS導入先送りの方針公表

◎2011年6月21日、自見金融担当大臣は、「IFRS適用に関する検討について」と題する文書（以下「談話文書」）で、IFRSへの対応として下記の方針を発表した。

◇IFRSのわが国の上場企業への適用について、少なくとも2015年3月期からの強制適用は考えていない。

◇仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間を設定する。

◇2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃する⁹。

◎当該文書公表の背景としては、2009年6月の企業会計審議会中間報告公表後の、下記のような国内外の変化を挙げている。

①米国ワークプランの公表（2010年2月）…3の（2）参照

②IASBとFASBがコンバージェンスの作業の数か月延期を発表

③「単体検討会議報告書」の公表（2011年4月28日）…2の（3）参照

④産業界からの「要望書」の提出（2011年5月25日）

⑤米国SECのIFRS適用に関する作業計画案の公表（2011年5月26日）…3の（2）参照

⑥連合 2012年度重点政策（2011年6月）

⑦未曾有の災害である東日本大震災の発生

⑧IFRSへの影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化

◎④の産業界の要望に関しては、談話文書の中で下記が紹介されている。

【産業界 我が国のIFRS対応に関する要望（2011年5月） 要旨】

(1)上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。

(2)全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間（例えば5年）、猶予措置を設ける（米国基準による開示の引き続きの容認）こと等が必要

◎⑥の連合の要望に関しては、談話文書の中で下記が紹介されている。

【連合 2012年度重点政策（2011年6月）】

(4)労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現

（略）

b)上場会社の連結財務諸表に対してIFRS（国際財務報告基準・IFRS）を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照らして適切な事項のみをコンバージェンス（収れん）し、その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準が異なることも許容する。
（以上）

◎IFRSの適用の議論に当たっては、談話文書では「会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力な

⁹ 2011年8月31日に改正連結財務諸表規則等を公布・施行

どと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることを望む」としている。

◎談話文書発表時の記者会見では、わが国の経済文化として、英国のように最初から産業革命を起こした国ではなく、「150年くらい前にペリーが来て以来、国家が主導的に富国強兵・殖産興業ということで、非常に国が主導してきた開発型の資本主義」であることを指摘している。

◎わが国の製造業などからは、かねてから I F R S は製造業向きでなく日本的な特性を踏まえていない、管理会計と整合しない、会社法や税法との乖離が大きくなるといったような懸念が示されていた。談話文書公表の背景には、I F R S 導入に対して批判的な産業界（特に製造業）や労働界などからの強い働きかけがあった旨が明らかにされている。

◎さらに、I F R S への対応を議論するため6月30日に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議での大臣の冒頭の挨拶では、下記の点が追加された。

◇会計基準の国際化の必要性は疑うものではなく金融庁としても引き続き会計基準の国際的調和に最大限の努力を払っていく。

◇その一方で、内外の情勢も激変している中で、臨機応変かつ、慎重かつ柔軟に対応の見直しを行っていくことが必要である。会計基準の国際的調和そのものが自己目的化し、経済活動が停滞することがあってはならない。

◇2009年6月の中間報告¹⁰で設定された2012年という期限にとらわれず議論を行なう。

◇I F R S とのコンバージェンスについても、A S B J（企業会計基準委員会）の活動に委ねるのではなく、審議会でも方向性をしっかりと議論する。

◇「連結先行」の考えも見直さざるをえない。単体開示廃止も議論すべきである。

◎企業会計審議会の企画調整部会では10名のメンバーが追加されたが、そのうち5名は製造業代表で1名は労働界代表である。さらに、3名はI F R S に対して厳しいスタンスをとる学識者である。この追加メンバーの人選からも、大臣のI F R S に対する厳しい姿勢が伺える。

◎8月25日に開催された2回目の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議で事務局が提示した「今後の議論・検討の進め方（案）」では、今後I F R S を審議するに当たっては、非上場企業・中小企業も含めた多様な企業の経済活動や税法・会社法・各業種規制など周辺に存在する制度などもよく認識した上で議論・検討すべきとした上で、現時点で検討が必要な項目として下記の11項目を挙げている。

- わが国の会計基準・開示制度全体のあり方
- 諸外国の情勢・外交方針と国際要請の分析
- 経済活動に資する会計のあり方
- 原則主義のもたらす影響
- 規制環境（産業規制、公共調達規則）、契約環境等への影響
- 非上場企業・中小企業への影響、対応のあり方
- 投資家と企業とのコミュニケーション
- 監査法人における対応
- 任意適用の検証
- 国内会計基準設定主体（A S B J）のあり方
- I F R S 設定主体（I A S B）のガバナンス

◎経済活動に資する会計のあり方、非上場企業・中小企業への影響、対応のあり方、国内会計基準設定主体（A S B J）のあり方が検討項目として挙げられている点が注目される。

◎さらに、8月29日に3名を金融庁参与に任命している。いずれの方も財務諸表作成者や労働界の代表であり、財務諸表利用者である投資家やアナリスト、会計監査人からは任命されていない。

¹⁰ 2009年6月 企業会計審議会「我が国におけるI F R S の取扱いについて（中間報告）」

◎なお、8月25日の企業会計審議会総会・企画調整部会の合同会議で、詳細な議論は総会ではなく、企画調整部会で分科会を設けて検討し、その上で総会にかけるべきとの提案もあった。企画調整部会の委員は、今回追加された10名を含め37名（部会長を含む、他に幹事1名（法務省民事局参事官））であり、今回追加された10名のうち9名がIFRSに対して厳しい姿勢をとっていることからすれば、この提案が実現した場合、IFRSの導入に慎重な立場の委員主導で議論が行なわれる可能性が高いものと思われる。

5. 今後の議論における懸念

(1) 投資家（財務諸表の利用者）の意見を踏まえた議論が必要

◎今回の自見金融担当大臣が発表した一連の方針は、財務諸表作成者（特に製造業）や労働界などの要請に対応する形で発表されたものである。

◎本来であれば、6月21日の談話文書や6月30日に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議での冒頭の挨拶の内容こそ、投資家等の財務諸表利用者や会計監査人の代表なども交え、企業会計審議会でも議論し結論を出すべきものである。しかし、今回はそのような手続きをとらず、政治主導により、基本的な方向性を示した上で、それに沿って議論を行なうという方法が採用されている。

◎最近、会計・ディスクロージャー分野では、このように、投資家等の意見を聞く前に方向性が定められるケースが多い。

◇2011年度第1四半期（4～6月期）から四半期報告の大幅な簡素化が実施されたが、これは2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれたことを受けてのものである。この新成長戦略の内容を決定するにあたって、投資家等を交えた議論は行なわれていない。

◇2011年3月期以降の決算短信から、サマリー情報における個別（単体）業績の概要の開示については、「上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができる」とされた。

個別財務諸表（単体の財務諸表）についてもこれまでは、一律に開示を求めることとされていたが、新しい決算短信では、投資者ニーズを踏まえた開示が求められる項目として位置づけられた。ただし、これは任意開示項目ではない。投資者のニーズがあれば開示を求められる。「十分な材料や根拠を有していない場合に、開示事項の省略を行うことは、その趣旨に合致しない」こととされている¹¹。

しかし、実際に2011年3月期の開示を見ると、個別業績のサマリー情報の開示は91.1%の企業が行ったものの、個別財務諸表の開示は67.3%に留まっている。

今回の決算短信の見直しの趣旨は、2010年度第1四半期から実施された四半期決算の適時開示の見直しと同様に、証券取引所による画一的な開示は最小限にとどめ、原則として、上場会社の判断により、投資家のニーズに応じた的確な開示内容を選択できるように見直すというものである。四半期決算の適時開示の見直しでは、東京証券取引所が2010（平成22）年3月24日公表した上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告「四半期決算に係る適時開示、IFRS（IFRS）の任意適用を踏まえた上場制度のあり方について」に沿って行なわれた。同報告書では年度の決算短信についても同様の見直しを行なうか否かについて両論が併記されていた。したがって、本来ならば、ディスクロージャー部会での

¹¹ 東京証券取引所「決算短信様式・作成要領等」42ページ（2011年2月）

議論や事前のパブリックコメント等により投資家・アナリスト等の意見を広く集め、検討した上で決定することが望まれるが、そのような手続を経ずに、見直しが行なわれた。

◇そして今回、IFRS導入先送りの方針が、企業会計審議会等の議論を開始する前に示された。

◎このような投資家軽視とも受けとめられる決定方法が今後も続いていけば、わが国の資本市場に対する内外の投資家の信頼を損ね、マーケットの低迷や地盤沈下が長期的に継続することにもつながりかねないと思われる。

◎IFRS導入慎重論として「ものづくりには向かず、製造業が中心を占める日本企業の競争力に悪影響を与える」、「経営管理の役に立たない」といったような主張があるが、中には、IFRSでは製造設備等の固定資産を公正価値で評価するので、製造コストに多大な影響を与えるという誤解に基づく主張もあるようである。IFRSでも、このような固定資産の評価は取得原価をベースとしており、公正価値（時価）による評価を強制していない。また、製造業でも、国際的に事業展開している企業の中には、グループ内の会計処理がIFRSに統一されることで、経営管理や内部統制の共通化・強化につながると考えている企業もある。「ものづくりには向かない」、「経営管理の役には立たない」という主張が本当に正しいのか、分析・議論する必要がある。

◎いずれにしろ、財務諸表の作成者や労働者の意見に偏ることなく、財務諸表利用者の意見にも十分に耳を傾け、客観的な分析を踏まえた議論を行った上で、方向性を決定していくことが望まれる。

◎なお、東日本大震災の影響も指摘されているが、2011年3月期において、決算発表が今回に限り、決算日から45日経過後に遅れた企業は、70社程度に留まっている。生産拠点の8割は震災前水準まで回復しているとの調査もある¹²。IFRS導入については、1国まとめて対応を遅らせる必要は無く、対応困難な企業に特例を認めればよいのではないと思われる。

(2) コンバージェンスに向けた国内基準の見直しにも遅れ

◎企業会計審議会がASBJのあり方が検討課題として挙げられたことを受け、IFRSのわが国への導入だけでなく、ASBJにおけるわが国の会計基準の審議が進捗しない状況が続いている。冒頭で述べたように、今後のスケジュールの見直しも立たない状況である。

◎IFRSとのコンバージェンスの遅れが続けば、2の(1)でも述べたように、EUによる同等性評価の維持に悪影響を及ぼす可能性がある。

◎さらに、現在のような状況は、財務諸表利用者だけでなく、作成者側にも、会計基準の見直しへの対応のスケジュールが立たないという弊害をもたらしつつあると思われる。

◎会計基準の設定主体が企業会計審議会から、民間の独立した会計基準設定主体であるASBJに移行することによって、政治的な圧力からは独立した、財務諸表の作成者・利用者・会計監査人等の市場関係者による、より質の高い審議に基づき、よりスピーディーに会計基準が設定されるようになった。しかし、現在は、このようなメリットが生かされず、過去に戻ったような状況に陥っている。

◎6月30日に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議での大臣の冒頭の挨拶では、会計基準の国際化の必要性は疑うものではなく金融庁としても引き続き会計基準の国際的調和に最大限の努力

¹² 経済産業省「東日本大震災後の産業実態緊急調査2」の結果の公表（2011.8.1）

を払っていく旨が述べられている。IFRSとのコンバージェンスに向けたASBJの議論までもが停止を余儀なくされている状況は、「会計基準の国際的調和に最大限の努力を払って」いるようには思われない。ASBJの議論の実質的な再開と新たなスケジュール表の公表が可能となるよう、当局には早急な対応が望まれるところである。

◎なお、2010年12月にASBJから公表されたスケジュール表をベースに、現時点での進捗状況を示すと、図表3のとおりになる。

図表3 わが国会計基準の見直し状況

項目	2010年		2011年			備考		
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月			
既存の差異	企業結合(ステップ2)					ED?	のれんの償却等、「無形資産」と合わせて公表	
	無形資産						ED?	「企業結合(ステップ2)」の基準と合わせて公表
IASBとFASBのMOU関連	連結の範囲	短期的対応		基準				特別目的会社の取扱いの一部見直し
		長期的対応					ED?	IASBの新基準は11年5月に公表
	財務諸表の表示							
	(フェーズB関連※1)							IASBでは、アジェンダ協議手続の一環として再検討される予定※2
	(非継続事業)						ED?	IASBは上に同じ?(検討中断中)※2
	収益認識			DP			ED?	IASBは2011年第4Qに再ED、2012年下半年に基準公表※3
	負債と資本の区分							IASBでは、アジェンダ協議手続の一環として再検討される予定※2
	金融商品							
	(金融資産の分類と測定)						ED?	IFRS9号「金融商品」として完成
	(金融負債の分類と測定)			DP2			ED?	IFRS9号「金融商品」として完成
	(減損)						ED?	IASBは2011年第4Q~2012年上半年に再ED又は修正ED公表※4 ASBJは検討状況の整理の公表も検討する。
	(ヘッジ会計)						ED?	IASBは2011年第4Qに修正ED、2012年上半年に基準公表※5 ASBJは検討状況の整理の公表も検討する。
	公正価値測定・開示						基準?	IASBとFASBの新基準は11年5月に公表
	退職給付							
	(ステップ1(B/S一括計上))※6						基準?	
(ステップ2(リサイクリング廃止))※6						DP?	IASBの基準は11年6月に公表	
リース		DP				ED?	IASBは2012年上半年に再ED、下半期に基準公表※7	
認識の中止						DP?	※8	
MOU以外のIASB検討項目	引当金						IASBでは、アジェンダ協議手続の一環として再検討される予定※2	
	排出権						IASBでは、アジェンダ協議手続の一環として再検討される予定※2	
	保険						IASBは2012年上半年に再ED又は修正ED公表※9	
その他	四半期財務諸表の開示簡素化		ED	基準				
	後発事象の会計基準設定						ED?	

DP: 論点整理・検討状況の整理 ED: 公開草案

※1 IASBでのプロジェクトの呼称である。

※2 FASBでは2011年12月前に検討は開始しない。

※3 FASBは2011年第4Qに再ED公表

※4 FASBは2011年第4Qに評価・減損の基準公表。ただしその前にパブコメを実施予定

※5 マクロヘッジ会計に関しては、IASBは2011年第4Q~2012年上半年にED公表

※6 ステップ1は、退職給付債務及び勤務費用の期間帰属や未認識項目のオンバランス化、開示の拡充などを検討している。

ステップ2は、IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目の検討を行う。

※7 FASBは2012年前半に再ED公表

※8 今後の方向性(IAS第39号へのコンバージェンス又は開示の拡充)の検討を行っている。

※9 FASBは2012年前半にED公表

(出所)IASB, FASB, ASBJ資料に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

(3) 国際的な地位低下のおそれ

◎わが国は現在、IASBの理事会では1名、理事会のメンバーを決定するIFRS財団評議員会では2名のメンバーを確保している。さらに、評議員会のメンバーを選任し、その活動を監視するモニタリングボードにはわが国の金融庁が参加している。

◎2011年2月には、わが国に、IASBのサテライトオフィスが設置されることが決定された。この決定には、わが国がIFRSのアダプションに向けたスケジュールを示したことも影響を与えているものと思われる。現在のようにIFRSのアダプションのみならず、IFRSとのコンバージェンスも停滞している状況では、せっかくこれまで築き上げたこれらの地位を失うことにつながりかねない。

◎IASBでは2011年7月にG20の新興経済国およびマレーシアからなるEEG(新興経済グループ)が設立された。EEGの本部は中国に置かれる。EEGはサテライトオフィスの設置でわが国に敗れた中国が、サテライトオフィスを骨抜きにするために設置したとの関係者からの説明もある。

◎このように新興国が台頭する中で、I F R Sの開発におけるわが国のプレゼンスが低下することのないよう対応が求められるところである。

(4) エンフォースメントも踏まえた議論が必要

◎企業会計審議会では、有価証券報告書等の金融商品取引法上の開示書類における個別財務諸表の廃止も検討課題に挙げられるようである。個別財務諸表は会社法の開示にまとめればという意見があるが、情報開示はその内容のみならず、エンフォースメントも重要である。

◎金融商品取引法上の開示であれば、個別財務諸表の虚偽記載は、懲役刑付の厳しい刑事罰が科される。例えば、有価証券届出書や有価証券報告書の個別財務諸表について、重要な事項に虚偽の記載があった場合は、10年以下の懲役若しくは1,000万以下の罰金、又はこれの併科という重い罰則が適用される。会社の代表者や使用人が行なった違反行為については、会社に対しても7億円以下の罰金が課される。刑事罰が課されない場合でも課徴金の対象になりうる。しかし会社法では、取締役等が株式等の募集に当り虚偽文書を行使した場合に5年以下の懲役若しくは500万以下の罰金、又はこれの併科という罰則はあるものの、計算書類等の虚偽記載は、他の違法行為に該当しない限り100万円以下の過料のみである。

◎民事責任についても、金融商品取引法では重要な事項について虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出者は、有価証券の取得者に対して、損害賠償責任を負う。これは無過失責任であり、さらに、損害賠償額の（推定）規定がある（つまり経営者側が反証しなければ軽減されない）。これに対し、会社法は損害賠償責任は規定しているが無過失責任ではなく、損害賠償額の（推定）規定も無い（損害賠償額は投資家側が立証しなければならない）。

◎このように、金融商品取引法と会社法では刑事上も民事上も取扱いが全く異なっていることを考えれば個別財務諸表を会社法の開示書類に一本化することについては、慎重な検討を要するものと思われる。

(5) 韓国に立ち遅れつつある日本

◎韓国企業は、サムスンに代表されるように、グローバルに競争を繰り広げる自動車や電気・電子機器等の分野では、既に日本の有力企業を脅かす存在となっている。韓国は、下記のとおり、2011年から全上場企業に対してI F R Sの適用を強制しており、海外での資金調達の際、又は外国投資家への情報開示において、わが国企業よりも優位な状況にある。なおI F R Sの任意適用は2009年から開始している。

◇年度決算においては、連結・単体の財務諸表共に、2011年から全上場企業に対してI F R Sの適用が義務付けられている。

◇中間・四半期決算においては、資産が2兆ウォン未満の上場企業に対しては、連結財務諸表へのI F R S適用は免除される（単体財務諸表では適用）。2013年からは、総資産が2兆ウォン未満の上場企業に対しても、中間・四半期の連結財務諸表でのI F R Sの適用が義務付けられる。

◇非上場企業でも親会社の総資産が一度でも2兆ウォンを超えた場合は、年度・中間・四半期決算においてI F R Sが強制適用される。

◇上場貯蓄銀行に対しては2016年7月1日からI F R S適用が義務付けられる。

◎さらに、通商政策、法人実効税率の軽減（わが国では約40%、韓国は24%）、納税者番号制度の導入（個人の事業所得も捕捉する仕組みも導入）など、政策面でわが国に先行している項目も多々ある。証券市場においても、FD（公正開示）規則の導入、公社債市場における価格公表制度の充実など、投資者保護・市場の透明性向上の面で、わが国に先行しつつある。

◇通商の面では、わが国が中国、米国、EUといった主要貿易相手国との間でのF T A（自由貿易協定）

やEPA（経済連携協定）との締結に至っていないが、韓国は米国やEUとFTA（自由貿易協定）を締結するなど、わが国よりも先行している。

◇法人実効税率は、わが国では約40%で、5%引下げに向けた改正法の成立が先送りされているのに対し、韓国では、既に約24%まで引き下げられている。

◇現在わが国で検討中の納税者番号制度においては、韓国では、住民登録番号が納税者番号として用いられており、わが国において困難とされている個人の事業所得を捕捉する仕組みが導入されている。

◇証券市場では、投資者保護・市場の透明性の面において、次のような点で、わが国に先行している。

●上場企業等が重要な情報を特定の相手に選択的に開示することを防止するFD（公正開示）規則が2002年に導入されている。

●公社債市場における価格公表制度の充実

・B-TRiS（債券取引報告情報サービス）：公社債の取引後の価格情報開示制度。KOFIA（韓国金融投資協会）は、証券会社に対して国債、社債等の取引価格や取引数量等の取引情報を、売買約定後15分以内の報告を義務付け、当該情報を開示している。

・BQS（債券店頭気配値情報公表システム）：公社債の取引前の気配値（呼び値）の開示制度。債券ブローカーに、公社債の取引前の気配値（呼び値）を、KOFIAにリアルタイムで報告するよう義務付け、当該情報をKOFIA及び情報ベンダーが開示している。

◎IFRS導入がわが国製造業の競争力を奪うとの批判があるが、IFRSをはじめとする政策・制度面での対応の立ち遅れが、逆に競争力を低下させてしまわないか、懸念される場所である。

◎ちなみに、IFRSはものづくりには向かないということだが、ものづくりのオリンピック（若手の技能労働者による）である技能五輪国際大会の前回（2009年）の優勝国は韓国、日本は第3位（金メダル獲得数）である。過去10回の第1位は、韓国が6回、日本は2回である。10月初旬に開催される次回大会では是非日本に優勝してほしいものである。